

札幌コンベンションセンター条例施行規則

平成 14 年 3 月 27 日規則第 9 号

〔注〕平成 28 年 3 月から改正経過を注記した。

改正

平成 16 年 3 月 31 日規則第 32 号

平成 16 年 6 月 30 日規則第 58 号

平成 17 年 10 月 4 日規則第 61 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 31 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

札幌コンベンションセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌コンベンションセンター条例(平成 13 年条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(使用の承認等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により条例別表に掲げる施設(駐車場を除く。以下「有料施設」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ札幌コンベンションセンター使用申込書(様式 1)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 1 項の規定により有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申込書に札幌コンベンションセンター特別設備等設置申込書(様式 2)を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、有料施設の使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたいえ、申請者に対し札幌コンベンションセンター使用承認書(様式 3)を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

(備付物件の使用料)

第 4 条 条例別表の規定により市長が定める備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減額又は免除)

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、札幌コンベンションセンター使用料減額(免除)申請書(様式 4)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を決定したときは、札幌コンベンションセンター使用料減額(免除)決定通知書(様式5)を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第5条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 有料施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰することができない事由により使用不能となった場合
- (2) 条例第9条第5号の規定により有料施設の使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用者がその使用する日の60日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

(使用期間の制限)

第7条 有料施設の使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 札幌コンベンションセンター(以下「センター」という。)を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、有料施設の使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は各室の定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

(販売行為等の禁止)

第9条 使用者は、センターにおいて、販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(駐車場の設置等)

第10条 駐車場は、センターを利用する者の便宜を図ることを目的として設置し、管理するものとする。

(駐車場の駐車券の交付等)

第11条 駐車場を使用しようとする者(以下「駐車場使用者」という。)は、駐車場に自動車を入場させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車場使用者は、駐車場から自動車を退場させる際に、所定の使用料を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第6条第1項ただし書に規定する自動車を駐車する場合は、使用料を徴収しない。

4 駐車券の種類、様式その他駐車券の発行及び取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(駐車の拒絶)

第 12 条 駐車場の使用に当たり、自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該自動車の駐車を拒絶することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- (2) 他の自動車の駐車の支障となる物品又は動物を積載している場合
- (3) その他市長が駐車場の管理運営上支障があると認める場合

(駐車場における遵守事項)

第 13 条 第8条第1項に定めるところによるほか、駐車場使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示又は標識に従い、自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。

(駐車場内における損害についての責任)

第 14 条 駐車場内における次に掲げる損害について、市は一切その責めを負わない。

- (1) 事故、盗難等による損害
- (2) その他天変事変又は不可抗力による損害

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第 15 条 条例第 13 条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条、第7条、第9条、第 11 条及び第 12 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第2項中「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払させた」と、「様式3」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」と、第 11 条第2項中「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を支払わなければ」と、同条第3項中「使用料を徴収しない」とあるのは「利用料金の支払を必要としない」とする。

2 条例第 14 条第5項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 使用者がその使用する日の 60 日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、指定管理者がこれについて相当の事由があると認めたとき。

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が定める。

一部改正〔平成 28 年規則 21 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる使用承認等の手続、管理受託者に対する委託の手続、使用料又は利用料金の支払手続その他センターを供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成 16 年規則第 32 号)～附 則(平成 17 年規則第 61 号)

省略

附 則(平成 19 年規則第 31 号)

- 1 この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年規則第 21 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年4月1日から施行する。

別表

区分	物件名	単位	使用料 (円)	摘要	
大ホール	会場設備	仮設ステージ(特大)	1式	600	スカート付
		幕	1式	7,100	引割り幕 そで幕 バック幕 一文字幕 東西幕 ホリゾ ント幕
	映像設備	プロジェクター (大)	1台	53,600	
		プロジェクター (小)	1台	21,400	
		スクリーン(大)	1台	15,100	19メートル×6メートル
		スクリーン(小)	1台	1,100	
		映像操作卓	1式	9,300	
		操作機器	1式	65,500	照明・音響調整室内

音響設備	移動型ミキサーワゴン	1台	15,200	
	インターカム装置	1式	600	
照明設備	Aセット	1式	42,100	<p>アッパー Horizont ライト (500 ワット × 72 灯)</p> <p>ローアー Horizont ライト (300 ワット × 8 灯 × 9 台)</p> <p>ムービング スポット ライト (1 キロワット × 28 灯)</p> <p>ムービング パー ライト (1 キロワット × 12 灯)</p> <p>カッター スポット ライト (750 ワット × 12 灯)</p> <p>リモコン フォロースポット ライト (250 ワット × 3 灯)</p>
	Bセット	1式	33,100	<p>アッパー Horizont ライト (500 ワット × 72 灯)</p> <p>ローアー Horizont ライト (300 ワット × 8 灯 × 9 台)</p> <p>ムービング スポット ライト (1 キロワット × 20 灯)</p> <p>ムービング パー ライト (1 キロワット × 8 灯)</p> <p>カッター スポット ライト (750 ワット × 8 灯)</p> <p>リモコン フォロースポット ライト (250 ワット × 3 灯)</p>

		Cセット	1式	12,100	ムービングスポットライト(1 キロワット×8灯) ムービングパーライト(1キ ロワット×4灯) カッタースポットライト(750 ワット×4灯) リモコンフォロースポットラ イト(250ワット×2灯)
		アッパーホリゾント ライト	1式	8,800	500ワット×72灯
		ローアホリゾントラ イト	1台	400	300ワット×8灯
		ムービングスポッ トライト	1灯	800	1キロワット
		ムービングパーラ イト	1灯	600	1キロワット
		カッタースポットラ イト	1灯	100	750ワット
		リモコンフォロース ポットライト	1灯	1,500	250ワット
		リモコン操作卓	1台	1,400	
特別会議 場	映像設 備	プロジェクター	1台	21,400	
		スクリーン	1台	1,100	
		映像操作卓	1式	18,000	
		操作機器	1式	27,800	照明・音響調整室内
	音響設 備	移動型ミキサーワ ゴン	1台	6,800	
		インターカム装置	1式	600	
		会議システム	1式	11,500	20人分
	照明設 備	セット	1式	1,600	センターピンスポットライト

					(1キロワット×1灯) フレネルレンズスポットライト(1キロワット×4灯) パーライト(500ワット×4灯) カッタースポットライト(750ワット×2灯)	
中ホール	映像設備	プロジェクター	1台	21,400		
		スクリーン(大)	1台	2,800		
		スクリーン(小)	1台	1,100		
		映像操作卓	1式	12,800		
		操作機器	1式	37,000		
						照明・音響調整室内
	音響設備	移動型ミキサーワゴン	1台	3,800		
		インターカム装置	1式	700		
	照明設備	Aセット	1式	4,300	リモコンフォロースポットライト(250ワット×1灯)	
					フレネルレンズスポットライト(1キロワット×8灯)	
パーライト(500ワット×8灯)						
	Bセット	1式	900	フレネルレンズスポットライト(1キロワット×4灯)		
				パーライト(500ワット×4灯)		
	リモコンフォロースポットライト	1灯	2,100	250ワット		

		フレネルレンズスポットライト	1灯	200	1キロワット
		パーライト	1灯	200	500 ワット
		カッタースポットライト	1灯	200	750 ワット
小ホール	映像設備	プロジェクター	1台	21,400	
		スクリーン	1台	1,100	
		映像操作卓	1式	1,300	
	音響設備	音響調整卓	1式	1,300	
104・105・201・202 会議室	映像設備	スクリーン	1台	900	
107・108 会議室	映像設備	スクリーン	1台	1,100	
204 会議室	映像設備	スクリーン	1台	1,100	
		映像操作卓	1式	1,300	
	音響設備	音響調整卓	1式	1,300	
206・207 会議室	映像設備	スクリーン	1台	1,100	
共通使用設備	会場設備	いす	1脚	100	主として展示会、音楽興行その他これらに類するものに使用する場合に限る。
		机	1台	100	主として展示会、音楽興行その他これらに類するものに使用する場合に限る。
		仮設ステージ(大)	1式	600	スカート付
		仮設ステージ(中)	1式	400	スカート付
		仮設ステージ(小)	1式	200	スカート付
		映像設備	プロジェクター	1台	2,000
	OHP		1台	700	

	スライド映写機	1台	1,500	
	移動式スクリーン (大)	1台	200	
	移動式スクリーン (中)	1台	200	
	移動式スクリーン (小)	1台	100	
	プラズマディスプレイ	1台	2,000	
	液晶モニター	1式	400	
	ツインキャビン	1台	200	
	映像操作卓	1式	1,300	
	書画カメラ	1台	1,600	
	DVD—VHSデッキ	1台	400	
	スライドビデオコンバーター	1台	1,400	
音響設備	移動式スピーカーセット	1式	1,300	マイクロホン2台付
	音響調整卓	1式	1,300	
その他の設備	展示パネル	1台	200	上部追加パネル及びベース付
	展示パネル用アームランプ	1台	500	
	展示パネル用ピックアップレール	1台	300	
	演台(大・中)	1台	1,200	
	演台(小)	1台	300	
	司会者台(大・小)	1台	300	
	花台(大・中・小)	1台	300	
	ワイヤレスマイク(ハンド型)	1台	700	
	ワイヤレスマイク	1台	700	

	(2ピース型)			
	マイクロホン	1台		600
	マイクスタンド(床上式)	1台		300
	マイクスタンド(卓上式)	1式		200
	セミコンサートグラ ンドピアノ	1台		6,500

備考

- 1 この表に規定する使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の各時間区分において使用する場合の金額である。
- 2 条例別表に定める全日の時間区分における使用(以下「全日使用」という。)に係る備付物件の使用料は、この表に規定する金額の3倍の額とする。
- 3 市長が条例別表に定める時間外使用(以下「時間外使用」という。)を認めた場合の備付物件の使用料は、この表に規定する金額に、当該時間外使用1時間までごとに付き、全日使用の場合の1時間当たりの金額を2割増した額を加算した額とする。
- 4 条例別表に定める午前と午後又は午後と夜間の時間区分を連続して使用する場合におけるその間の時間外使用に係る備付物件の使用料は、無料とする。
- 5 条例別表備考6に規定する日における大ホールの使用(時間外使用を除く。)に係る備付物件の使用料は、午前の時間区分から使用する場合には午前及び午後の使用料の合計額、午後時間区分から使用する場合には午後の使用料の額とする。
- 6 条例別表に定める夜間の時間区分から翌日の午前の時間区分まで条例第3条に規定する有料施設(駐車場を除く。)を使用する場合で、その間の午後10時から午前9時までの間に、当該有料施設を展示物、器材等の保管のみに使用する時間があるときは、当該保管のみを行う時間数を差し引いた時間数を基に当該時間外使用に係る備付物件の使用料を算出する。
- 7 条例別表に定める時間区分に満たない使用であっても、当該時間区分を満たした使用とみなす。ただし、時間外使用について、1時間に満たない場合は、1時間の使用とみなす。
- 8 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 9 セットの備付物件については、各セットに組み込まれた物件の一部を使用しない場合であっても、使用料の減額は行わない。
- 10 この表に掲げられていない備付物件の使用料は、市長が別に定める。

11 この表に定めるもののほか、市長は、備付物件の組立て、取付け、操作等を行う場合は、その作業等に係る実費相当額を徴収することができる。

様式1

札幌コンベンションセンター使用申込書

(あて先)札幌市長	申請日 年 月 日		
	主催者 住 所 団 体 名 氏 名 (団体にあつては代表者氏名) 電話番号		
下記のとおり施設の使用について申し込みます。 記			
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">料金区分</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	料金区分	
料金区分			
催 事 名 称			
催事名称(英文)			
共 催			
後 援			
予 定 入 場 者 数	人 (うち外国からの参加 国 人)		
入 場 料 の 有 無	有・無(最高額 円)	販売行為の有無	有 ・ 無
特別設備の有無	有 ・ 無	施設内での飲食	有 ・ 無
公 開 の 可 否	解禁日(年 月 日)		

使 用 日	使 用 時 間	有 料 施 設 名	使 用 形 態

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2

札幌コンベンションセンター特別設備等設置申込書

申請日 年 月 日

(あて先)札幌市長

主催者 住 所
 団 体 名
 氏 名
 (団体にあつては代表者氏名)
 電話番号

下記のとおり特別の設備又は物件の搬入又は設置について申し込みます。

記

使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日()～ 年 月 日() 日間
搬 入 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分
搬 出 日 時	年 月 日() 時 分～ 時 分

特 別 設 備 又 は 物 件 名	規 格	数 量

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式3

札幌コンベンションセンター使用承認書

発行日		年	月	日
様				
札幌市長				印
下記のとおり使用することを承認します。				
記				
		料金区分		
催事名称				
催事名称(英文)				
利用期間				
共催				
後援				
予定入場者数	人 (うち外国からの参加 　　か国 　　人)			
入場料の有無	有・無(最高額 　　円)	販売行為の有無	有 ・ 無	
特別設備の有無	有 ・ 無	施設内での飲食	有 ・ 無	
公開の可否	解禁日(　　年 　　月 　　日)			
使用日	使用時間	有料施設名	使用形態	使用料(円)
			合 計	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式5

札幌コンベンションセンター使用料減額(免除)決定通知書

発行日 年 月 日				
様				
札幌市長 印				
下記のとおり使用料を減額(免除)します。				
記				
使用目的				
減額(免除)申請の理由				
使用日	使用時間	有料施設又は備付物件の名称	使用料(円)	減額(免除)金額(円)
合 計				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。